

「とちぎの農村めぐり」インスタグラム運用方針

令和元（2019）年6月6日

1 目的

本方針は、栃木県農政部農村振興課（以下、農村振興課という）が運営する「とちぎの農村めぐり」インスタグラム（tochigi_noson_meguri）（以下、本インスタグラムという）の運用に関する事項について定める。

2 基本方針

農村地域の魅力や都市と農村の交流に関する情報を広く発信することで、ファンやリピーターの増加、回遊性の向上、滞在時間の延長等を促進し、本県農村地域の活性化や所得向上を図ることを目的とする。

3 運用方針

本インスタグラムは、農村振興課職員（以下、職員という）が以下のとおり運用する。

（1）投稿及び問合せについて

- ①職員及び農村振興課から委託された者が、必要に応じて不定期に投稿する。
- ②情報の発信にあたっては、ハッシュタグ「#とちぎの農村めぐり」を必ず付すこととする。
- ③原則としてコメントへの対応やリポストは行わない。
- ④本インスタグラムに関する問合せについては、農村振興課職員が対応する。

（2）本インスタグラムでは、次の情報を発信する。

- ①都市と農村の交流の取組に関すること
- ②農村地域における各種イベントに関すること
- ③都市と農村の交流の促進に係る各種情報
- ④その他農村振興課長が必要と認めた情報

（3）本運用方針に適合する場合、栃木県農政部が運用する公式SNS[※]は本インスタグラムの投稿のシェア、リポスト等を行うことができる。

※ 栃木県ホームページに掲載されているソーシャルメディアをいう。

（4）コメント等の削除について

以下の各項に該当するコメントの投稿を禁じる。この場合、事前に通告することなくコメントの削除や利用制限等をする場合がある。

- ① 法令に違反するもの、又は違反するおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの
- ③ 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- ④ その他、農村振興課が不適切と認めたもの及びこれらの内容を含むリンク等

(5) 掲載情報について

本Instagramに掲載している全ての情報（写真及び文章等）に関する知的財産権（商標権や著作権等の全ての権利）は、栃木県に帰属するものとし、引用等著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

ただし、本Instagramが再投稿した情報に関する知的財産権は、投稿元のアカウント運営者に帰属する。

4 免責事項

- (1) 利用者が自身のInstagramを用いて行う一切の行為について、農村振興課は何ら責任を負わないものとする。
- (2) 本Instagramによる投稿は、情報の正確性、完全性及び、有用性について保証するものではない。
- (3) (1)、(2)のほか、農村振興課は本Instagramに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切責任を負わない。

5 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は栃木県農政部農村振興課ホームページに掲載し、周知する。また、本方針は必要に応じて変更するものとし、変更した場合は、同ホームページを通じて周知する。